

## 第4章 知的所有権

## インターネットと著作権

## ▶ わが国の著作権法が初めてサイバースペースへの本格的な対応を開始 ◀

はじめに

1997年度は、わが国の著作権法が初めてサイバースペースへの本格的な対応を開始した年として、法律関係者およびインターネット関係者の記憶に残されることになろう。

世界の主要諸国は、著作権の保護に関するベルヌ条約に加盟しており、これをベースに国内法化した各国の著作権法に基づいて著作権の保護が図られている。

この条約が1886年に採択されて以来、一方では、その後に登場したレコード、放送、ビデオなどといった新技術の波に対応するための変容を重ねつつ、他方では、やや法制度の異なる米国さえも近時は内部に組み入れることによって、ベルヌ体制は1世紀以上のながきにわたり、著作権の保護に関する世界的な枠組みの役割を担ってきた。

ところが、電子ネットワークを介したデジタル著作物の流通という新たなパラダイムへの移行を迎えた現在、これに対する対応をめぐる、ベルヌ体制は次第に昏迷の色を深めている。<sup>1)</sup>

## デジタル著作物と電子ネットワーク

すなわち、アナログ著作物と比較したデジタル著作物の最大の特徴は、複製および改変の容易性という点である。しかも、デジタルの世界では、コピーにより全く同一のものを作り出すことができるので、なにがオリジナルでなにが複製物なのかを確定することすら物理的には無意味となる。<sup>2)</sup>さらに、インターネットのような電子ネットワークを使用すれば、地球的規模で瞬時に大量のデジタルコンテンツを自由に送受信することが可能となる。

以上のような人類が初めて経験する領域への移行途上において、コンテンツの国際競争力に勝る先進国は、前記特質を理由にネットワークを介した世界規模での大量の不正コピーの発生および流通を危惧する声を背景として、著作権を中心とした知的所有権保護の強化という対応方針を打ち出している。<sup>3)</sup>

## 欧米における権利保護拡大・強化の動向

まず、欧州では、著作権によるコンピュータプログラムの保護を内容とする1991年のEU指令を皮切りに、1994年には「情報化社会へのヨーロッパの途」構想を公表し、1996年3月にはデータベース保護に関するEU指令が採択され、これを受けて各加盟国では国内で立法化が進められている。この指令は、創作性に乏しい素材であるがゆえに従来は法的保護の対象とならないとされていた「ファクト・データベース」に関し、データベース構築に要する莫大な投資を保護するという見地から、データベース作成者に*Sui generis Right* と呼ばれる独自の権利(当該データベースの実質的な部分に関する「抽出権」と「再利用権」)を付与してこれを保護しようとするものである。以上のように、欧州では情報化社会への対応として、プログラムからコンテンツ全般に保護を拡大・強化しようとする強固な意思表示を読みとることができる。

他方、米国も、クリントン大統領が就任直後に「情報スーパーハイウェイ」の名前で知られる「NII(全米情報インフラ

ストラクチャー) 構想」を提唱するとともに、「情報基盤タスクフォース」(IITF)<sup>4)</sup>を組織している。IITFの情報政策委員会に設置された知的財産権ワークグループは、情報スーパーハイウェイ実現に要する知的財産権政策の検討をテーマとして、1994年7月の「グリーンペーパー」<sup>5)</sup>に続き、1995年9月には「ホワイトペーパー」<sup>6)</sup>と呼ばれる報告書を公表して、デジタル著作権の保護強化策を打ち出している。これらの報告書では、メモリーへの一時的蓄積は複製に該当するという米国特有の主張を前提として、ネットワーク上の著作物を利用する行為は、メモリーへの一時的蓄積を伴うので複製行為に該当するとし、また、ネットワークにアップロードする行為は複製物の配布行為にあたるとして「頒布権(distribution)」による保護を及ぼそうとしてきた。

## WIPO条約とわが国の著作権法改正

このような欧米の動向を背景として、国連の専門機関であるWIPO(世界知的所有権機関)を舞台に、著作権保護に関する国際的調和の見地からベルヌ条約の改定作業が続けられているが、その一環として、1996年12月にジュネーブで開催された外交会議によって、「WIPO著作権条約」<sup>7)</sup>および「WIPO実演・レコード条約」<sup>8)</sup>とが採択された。

そこで、わが国でもこれらの条約を批准するために必要とされる国内法整備を目的として、1997年6月に著作権法改正が実施され、1998年1月1日から施行されている。

「WIPO著作権条約」では、初めてプログラムの著作権による保護が条約中に明文化されたほか、「頒布権」<sup>9)</sup>などと並び、電子ネットワークへの対応として「公衆への伝達権」が認められた。これは、有線または無線の方法による著作物の公衆への伝達を許諾する排他的権利であり、当該著作物を公衆に提示された状態に置くことを含むものとされている。わが国では、すでに1986年の改正により、プログラムの著作権による保護を明文化し、また、世界に先駆けて、リクエストを受けて行う送信に係る「有線送信権」を創設していた。しかし、この改正はインターネットを念頭に置いたものではないだけでなく、この権利は法文の字句どおり「有線」に限られているのに対し、この条約では衛星インターネットなども想定して、「無線」についても保護対象とされている。また、わが国の「有線送信権」では、対象行為が「送信行為」自体に限定されていたのに対し、この条約では送信行為の前段階である「公衆に提示される状態に置くこと」を含めて、より広く保護の対象とされている。そこで、この条約に基づき、「無線」および「公衆に提示される状態に置くこと」についても保護対象としたのが、今回の法改正で設けられた「公衆送信権」(23条)である。

次に、「WIPO実演・レコード条約」では、著作者が有する許諾権との競合回避を理由として、実演家・レコード製作者に対し「送信行為」自体については権利を認めなかった。しかし、この条約はこれらの者の利益を保護するため、その前段階の「公衆に提示される状態に置く」行為に関しこれら者の許諾権を認めた。わが国の改正前の著作権法では、生実演などの場合を除いて、これらの者には権利が及ばないものとされてい

たので、この条約にわが国の著作権法を適合させるために、今回の法改正でこれらの者に「送信可能化権」(92条の2および96条の2)という権利が付与されることになった<sup>10)</sup>。

以上の改正の結果、著作権法では、他人の著作物を無断で自分のサーバーへアップロードする行為は著作権法上の「複製権」侵害に、ネット上で利用者からのリクエストに応じてインタラクティブ送信する行為は「公衆送信権」侵害となることになった。また、実演家やレコード製作者などにも「送信可能化権」という新たな権利が認められたので、レコードを無断でWebで流せばレコード製作者などの「送信可能化権」侵害が成立することになる<sup>11)</sup>。このような意味で今回の改正は冒頭に述べた意義を有していることになる。

他方、EUはWIPO外交会議の席でも、前述のデータベース保護に関する指令と同じ内容の条約を採択するよう求めていたが、審議不十分のまま1997年9月のWIPO専門家会議に持ち越され、この会議でもコンセンサスが得られなかったので、今後の継続協議に委ねられることになった<sup>12)</sup>。

### 保護拡大・強化の動向をめぐる対立

ところで、以上のような権利保護拡大・強化の動向については各方向から異論も唱えられている。

米国を例として説明すれば、まず、Richard M. Stallmanが、知的所有権によるソフトウェアの囲い込みは徒にプログラマー間に敵対関係を発生させるだけであるとして反対し、フリーソフトウェアに関する「GNUプロジェクト」を推進し「copyleft」を提唱してきたことはあまりにも有名である<sup>13)</sup>。次に、米国の前記「グリーン・ペーパー」における提唱に基づき、ネットワーク時代におけるフェアユース(公正使用)のあり方に関するガイドラインの作成を目的として、CONFU(Conference on Fair Use)が組織され、著作権者側および利用者側の100近い団体が参加して協議した結果、1996年12月、各種のガイドラインの提案を含んだレポートが発表された<sup>14)</sup>。しかし、参加団体からは、あまりにフェアユースの範囲を限定的に解釈するものであるなどの批判が続出して支持が得られず、1997年4月段階では、コンセンサス取得に失敗したという声明すら出されている。

他方、産業界内部でも全面的に著作権による保護強化に賛成しているわけではない。米国では前記「ホワイトペーパー」公表と同時に、その一部を内容とする「NII法案」が米議会に提

出された。この法案では、著作権侵害者自身は資力に乏しいケースが多いことを理由に、インターネット・サービス・プロバイダーに対し、サービス提供者として一定限度厳しい責任を負わせることによって著作権保護を図るといふ政策を探ろうとした。しかし、この点などが原因となってプロバイダからの強い反対に遭い、結局1996年末には廃案となっている。ところが、これに代わって1998年4月30日、プロバイダーの責任を多少限定しつつ認めるというDigital Millenium Copyright actが米上院司法委員会でも可決された。<sup>15)</sup>

### 権利の実現方法をめぐる問題

次に、単に条約や立法により権利関係を整備しても、具体的な権利の実現方法をどのように構築するのかという点も大きな問題である。

電子ネットワークでは、大量かつ多様な種類のコンテンツが消費されるので、その権利保護だけでなく、大量の権利処理に適した利便性とコスト軽減が強く要請されている。

わが国の著作権法は、本来自由に認められている私的録音録画につき、デジタル著作物の前記特質を理由に例外を認め、デジタル機器類や空の媒体の代金に上乗せして購入者から補償金を徴収するという制度を採用しており(104条の2以下)、これをデジタル著作物全般の権利処理に及ぼそうとする意見もある。しかし、これでは税金を徴収されているのと同じであり、実際の著作権者に届く見込みが全くないので解決にはならないとして、この方法に反対する声も強い。

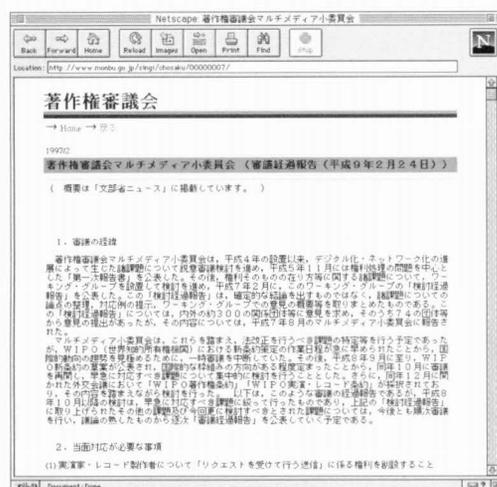
また、行政の関与の下で著作権の集中管理を行うという方法も考えられている。わが国では、著作権に関する仲介業務法による仲介業務実施の許可制に基づき、JASRAC(日本音楽著作権協会)などの指定団体が仲介業務団体として活動を行っている。これに対し、1997年10月20日、(社)日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会が、集中管理方式自体の有用性は認めつつも、これに「国や行政が介入して、指定団体が特定分野を独占的に管理すると、著作権使用料などにおいて競争原理が働かず、交渉の余地がなくなり、利用者は高い使用料を払わざるを得なくなる」「権利者側にとっても、高額な使用料負担による利用者の利用控えが進み、本来発生するはずの経済的還元を得る機会を失う」などの批判を行い、著作権集中管理に法的規制は必要ないとする意見を公表している<sup>16)</sup>。

他方、デジタル著作権の電子的集中管理システム(ECMS: Electronic Copyright Management System)を民間の手で構築し、個々の著作権者が自ら決定した対価を取得できるようにしようとする動きもある。わが国における代表格が、森亮一教授が提唱する超流通および北川善太郎教授が提唱するCOPYMARTである<sup>17)</sup>。たしかにこれらの方式では行政の介入による独占的管理のような問題は解消する。しかし、前者ではいかなる不正コピー対策を講じるのかが、後者ではコピープロテクトおよび料金徴収のためにハードウェアなどの装着を要求するのであれば正規ユーザーの利便性を損なうおそれがないかどうか各々問題となろう。そこで、「電子透かし」技術の導入により正規利用者かどうかを判別するとともに、サーチロボットを応用した著作権侵害監視用ロボットにサイバースペースを巡回させて「電子透かし」と照合させることによって、著作権侵害を発見させようとする技術も開発されている。

### 利用者のプライバシー保護との対立

しかし、サイバースペースにおける著作権の電子的管理一般に対しては、もしコンテンツの中身を見るために自動的に課金されることを覚悟してダウンロードしなければならないとすれば、現実空間の書店で本を購入する場合のような立ち読みによ

図1 著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告書  
<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000007/>



る本の選択もできないことになるし、現実空間の書店に立ち寄って本を購入する場合には購入履歴が残らないのに対し、サイバースペースではコンテンツ購入に伴い課金のために購入履歴が必ず残るとすれば、利用者のプライバシーが裸にされてしまうとして危惧する意見も唱えられている。

おわりに

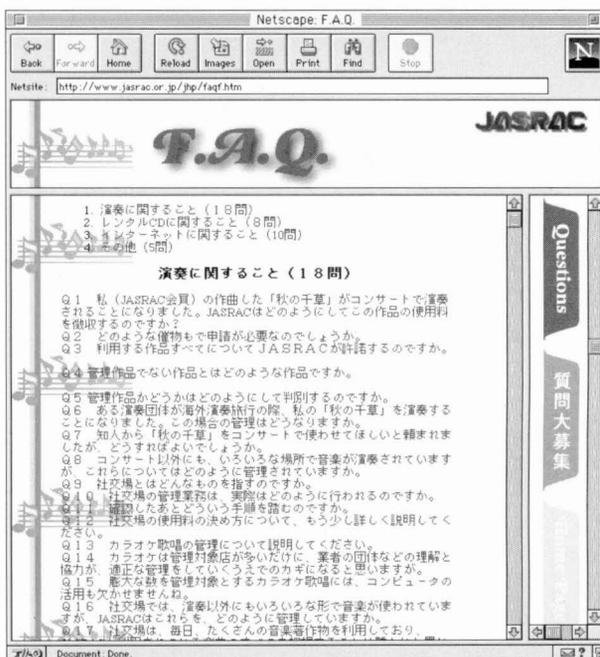
以上のように、デジタル著作物の保護を巡り、多様な利害を有する関係者がさまざまな意見を主張しているというのが現在の姿であり、ベルヌ体制は、採択後1世紀を経て、今や思いもよらなかった新世界を彷徨しているのである。

(岡村久道・弁護士/近畿大学)

- 注1 ベルヌ条約の変容過程と電子ネットワークについては、名和小太郎『サイバースペースの著作権』中公新書(1996年)参照。
- 注2 もっとも、取引などを証明するためにデジタルコンテンツを使用する場合、複製及び改変の容易性ゆえに、どれが真性なものなのか判別が不可能になるという問題も発生する。これは著作権の問題ではないが、電子商取引などでは解決せざるを得ない重要なセキュリティ上の問題であり、これを回避するために暗号技術、電子認証及び電子公証制度が必要となる。
- 注3 欧米の動向に関する詳細については、加藤幹之「欧米の著作権問題の動向」(科学技術振興事業団『情報管理』1998年3月号1100頁以下)参照。
- 注4 正式名称は、the Information Infrastructure Task Force (<http://iitf.doc.gov/>)。
- 注5 Green Paper, Intellectual Property and the National Information Infrastructure, APreliminary Draft of The report of the Working Group on Intercellular Property Rights ([http://www.iitf.nist.gov/ipc/ipc-files/ipwg/ipwg\\_draft.html](http://www.iitf.nist.gov/ipc/ipc-files/ipwg/ipwg_draft.html))参照。
- 注6 Intellectual Property and the National Information Infrastructure, The Report of the Working Group on Intercellular Property Rights (<http://www.uspto.gov/web/offices/com/doc/ipnii/>)参照。
- 注7 WIPO Copyright Treaty (<http://www.wipo.int/eng/diplconf/distrib/treaty02.htm>)参照。
- 注8 WIPO Performances and Phonograms Treaty (<http://www.wipo.int/eng/diplconf/distrib/treaty02.htm>)参照。
- 注9 この条約は、第6条で「頒布権」を認めた。これは、著作権者は、販売またはその他の所有権の移転により、その著作物の原作品または複製物を公衆に利用可能にすることを許諾する権利を専有するというものである。なお、同条第2項により、締約国に頒布権に関し「消尽」を認める自由を認めている。これは、「ファーストセールドクトリン」とも呼ばれている。つまり、著作物の原作品またはその複製物につき、著作権者の許諾を取得して最初に販売またはその他の所有権の移転が行われた場合には、頒布権が消滅するという規定を、締約国が自由に認めることができるというものである。
- 注10 以上に述べたわが国の改正経緯については、1997年2月24日の著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告 (<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000007/>)を参照。
- 注11 改正著作権法による音楽著作権への具体的対応に関しては、JASRAC(日本音楽著作権協会)のウェブに掲載されているF.A.Q. (<http://www.jasrac.or.jp/jhp/faqf.htm>)を参照されたい(図2)。

- 注12 WIPO著作権条約では、ほかにコピープロテクションなど技術的保護手段の回避も規定されたが、この点、わが国の文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)は、1998年2月20日付けで「中間まとめ(コピープロテクションなど技術的保護手段の回避について)」を公表している(<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000196/>)。
- 注13 引地信之・引地美恵子「Think GNU -プロジェクト GNU日記とソフトウェアの憂鬱」(<http://www.plaza.hitachi-sk.co.jp/masak/doc/think-gnu/>) (1992)参照。
- 注14 AN INTERIM REPORT TO THE COMMISSIONER という題名である (<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/confu/interim.html>)。なお、1997年9月、これまでのCONFUの成果を整理した第1フェーズの報告書 (<http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/confu/conclutoc.html>)が公表されている。
- 注15 5月1日付けWired Newsの、Showbiz Hails Copyright Victory (<http://www.wired.com/news/news/politics/story/p12047.html>)参照。
- 注16 <http://www.jpssa.or.jp/oshirase/1997/houteki/cpmanage.htm>参照。
- 注17 前者については<http://sdak.tsukuba-tech.ac.jp/SdA/>、後者については<http://www.kclc.or.jp/cmhome.htm>参照。

図2 改正著作権法による音楽著作権への具体的対応がFAQとしてまとめられているJASRAC(日本音楽著作権協会)のホームページ <http://www.jasrac.or.jp/jhp/faqf.htm>





## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)